

# 令和8年度 4地区合同大規模氾濫減災協議会

令和8年6月3日

(Web開催)

## 議 事 次 第

### 1. 議事

- (1) 気象台の取組について [金沢地方気象台]・・・【資料1】
- (2) 避難情報について [石川県防災対策課]・・・【資料2】
- (3) 減災のための取組について
  - ・ 地域の取組方針の改定について
  - ・ 水防法改正に基づく氾濫通報制度の義務化について
  - ・ 高潮浸水想定区域の公表について
  - ・ R6能登半島地震による地形変動を踏まえた  
洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップの見直しについて
  - ・ 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて [石川県河川課]・【資料3-1】
  - ・ 土砂災害対策アクションプログラム [石川県砂防課]・・・【資料3-2】
  - ・ 各市町の取組状況について [各市町]・・・【資料3-3】

### 2. 今後の予定について ……【資料4】

### 3. その他配布資料

- ・ 規約
- ・ 地域の取組方針（案）
- ・ 地域の取組方針フォローアップ

# 気象台の取組について

---

南加賀、県央、中能登、奥能登地区  
令和8年度 大規模氾濫減災協議会

金沢地方気象台

# 新しい防災気象情報の運用（令和8年5月28日13時から運用開始）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報等）

## 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
<b>警戒レベル 5相当</b>	<b>レベル5 氾濫特別警報</b>	<b>レベル5 大雨特別警報</b>	<b>レベル5 土砂災害特別警報</b>	<b>レベル5 高潮特別警報</b>	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
<b>警戒レベル 4相当</b>	<b>レベル4 氾濫危険警報</b>	<b>レベル4 大雨危険警報</b>	<b>レベル4 土砂災害危険警報</b>	<b>レベル4 高潮危険警報</b>	危険な場所から全員避難
<b>警戒レベル 3相当</b>	<b>レベル3 氾濫警報</b>	<b>レベル3 大雨警報</b>	<b>レベル3 土砂災害警報</b>	<b>レベル3 高潮警報</b>	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
<b>警戒レベル 2</b>	<b>レベル2 氾濫注意報</b>	<b>レベル2 大雨注意報</b>	<b>レベル2 土砂災害注意報</b>	<b>レベル2 高潮注意報</b>	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
<b>警戒レベル 1</b>	<b>早期注意情報</b>				災害への心構えを高める

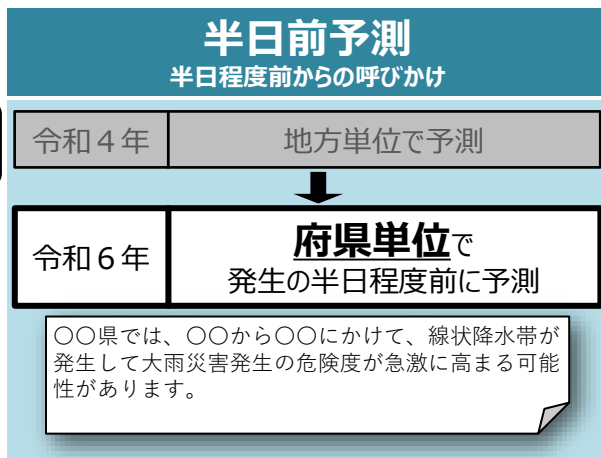
# 線状降水帯（直前予測）について（情報の改善）

観測の強化、予測の強化により、線状降水帯に関する情報（文章・図）の段階的な改善を実施

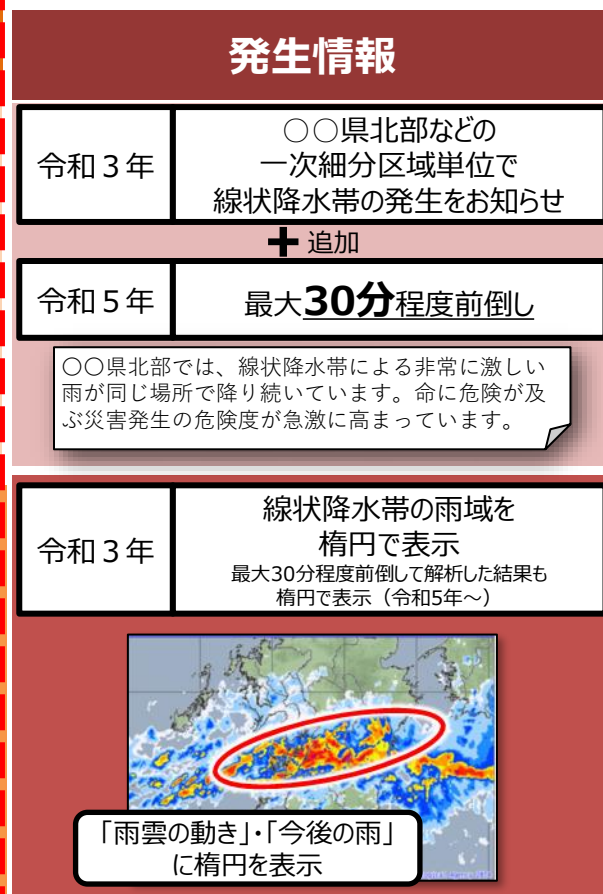
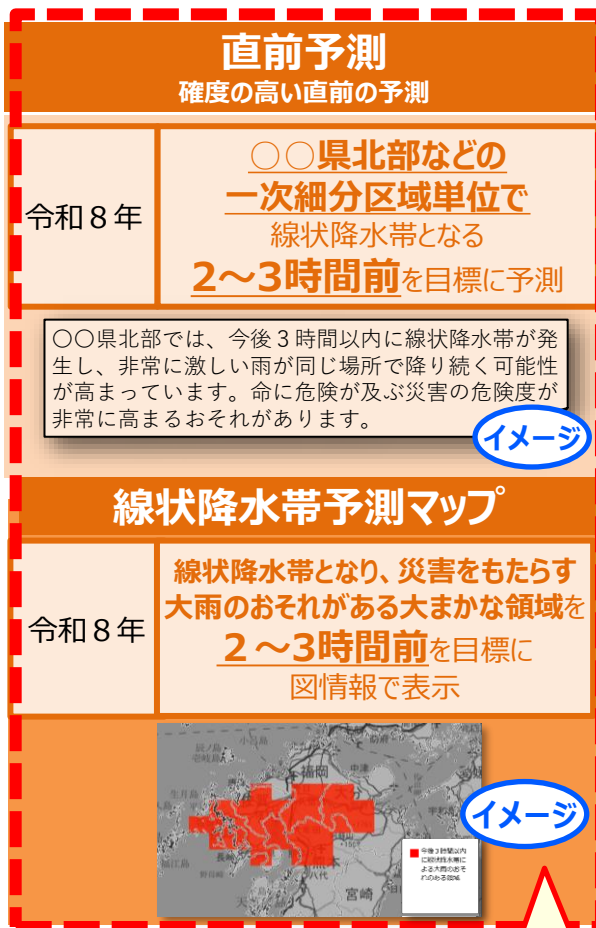
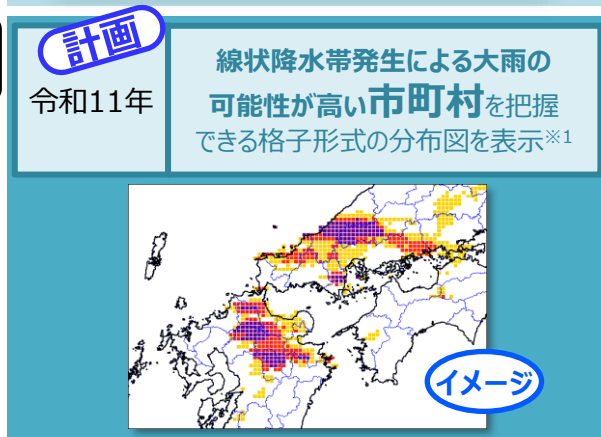
- **令和8年から、2～3時間前を目標にした予測情報（文章・図）を提供**
- ⇒ **令和8年出水期から気象防災速報（線状降水帯直前予測）、気象防災速報（線状降水帯発生）として発表**
- **令和11年から、半日程度前に線状降水帯による大雨の可能性が高い市町村を把握できる**  
格子形式の分布図を提供予定

情報のリードタイムを伸ばし、対象地域を絞り込むことで、国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく。

文章情報



図情報



※ 従前の計画通り令和11年に提供開始予定。  
令和12年度運用開始予定の次期静止気象衛星により更なる予測精度向上を目指す。

**令和8年5月下旬から新たに開始**

# 金沢地方気象台の平時の取組み

## ～気象台長と市町長との「顔の見える関係」を構築～

- 出水期前に県内の全市町首長との懇談を実施予定

## ～避難情報の発令判断に資する防災気象情報の充実～

- 令和8年度出水期から運用する「新たな気象防災情報の体系整理」について周知・広報を実施

## ～「地域防災計画」「水防計画」等への助言・見直しを支援～

- 県、市町の「地域防災計画」、「水防計画」、「防災対応マニュアル」等への見直しを支援
- 大規模氾濫減災協議会や流域治水協議会への参画、連携の強化

## ～防災気象情報の利活用のための研修・訓練・イベント等への協力～

- 県や市町での防災訓練及び防災イベントに積極的に参加
- 県や市町防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施
- 避難情報の発令判断に役立つよう、市町防災担当者に対して防災気象情報の説明

# 金沢地方気象台の緊急時（顕著現象時・発災時）の取組み

## ～台風説明会や大雨説明会の実施（対面・オンラインの同時開催）～

金沢地方気象台において、県、市町の防災担当者及び報道関係者、防災アドバイザーに対して台風や大雨などによる影響や防災事項について対面及びオンラインの同時開催で気象解説を実施。会議に参加できない機関や解説の再確認のためにYouTube配信も実施。



## ～気象庁防災対応支援チーム（JETT）派遣による災害復旧支援活動～

市町等の防災対応の支援を強化すべく、大規模な災害が発生した（又は発生が予想される）場合に、県や市町の災害対策本部等へJETTとして気象庁職員を派遣。派遣職員は、現場の要望や各機関の活動状況を踏まえ、気象等のきめ細かな解説を行い各関係機関の防災対応を支援。



## ～ホットライン等による即時的な解説・助言～

気象状況等の切迫性を伝え積極的な防災対応を促すために気象台長等と首長等との間で行われる電話連絡

- ・ホットラインの利用について、事前に自治体と調整しておくことで円滑に運用
- ・避難指示等の責任者（首長）と気象台が顔の見える関係であれば、これほど心強いことはない
- ・ホットラインと併せて、担当者間での連絡を密に行うことが重要



# 令和6年能登半島地震による気象等警報等の暫定基準の取り扱いについて

## 気象等警報等の暫定基準の取り扱いについては5月28日以降以下のとおり

### 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）等（5月28日以降はレベル4土砂災害危険警報、レベル2土砂災害注意報）の基準

- 珠洲市を除き暫定基準を解除し通常基準とする  
珠洲市は通常基準の8割を適用する

### 洪水警報等の基準（5月28日以降はレベル4大雨危険警報等の基準のうち流域雨量指数に関するもの）

- 適用されていた全ての市町で暫定基準を解除し通常基準とする

### 高潮警報等の基準

- 七尾市、能登町では暫定基準を設けて運用していたが、新たな防災気象情報の運用では「レベル4 高潮危険警報」以上の潮位基準が設けられることに伴い、暫定基準がなくなる

# 避難情報について

石川県危機管理部防災対策課

# 避難情報について

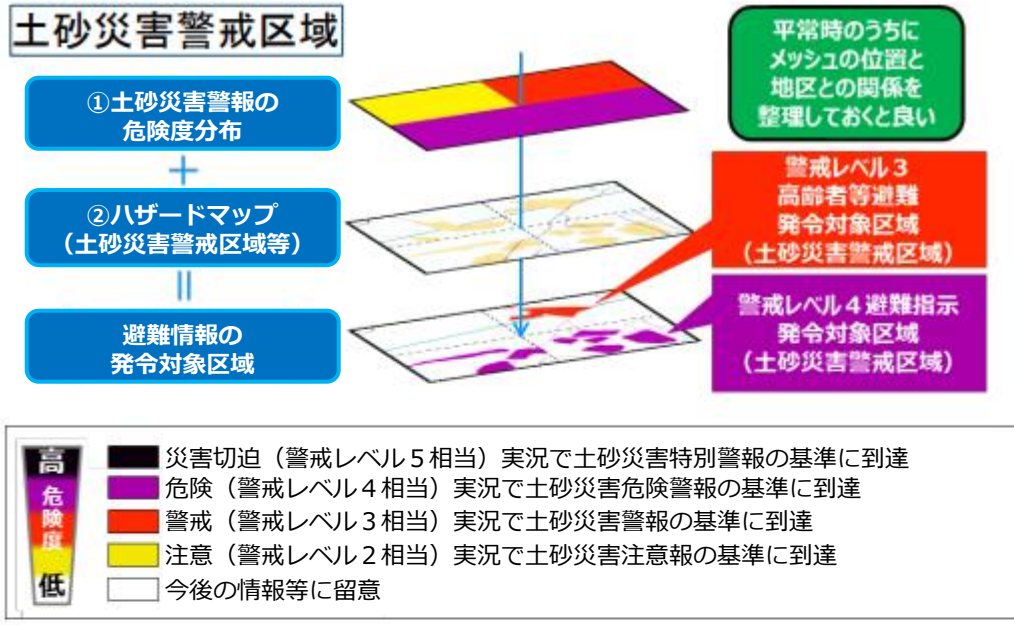
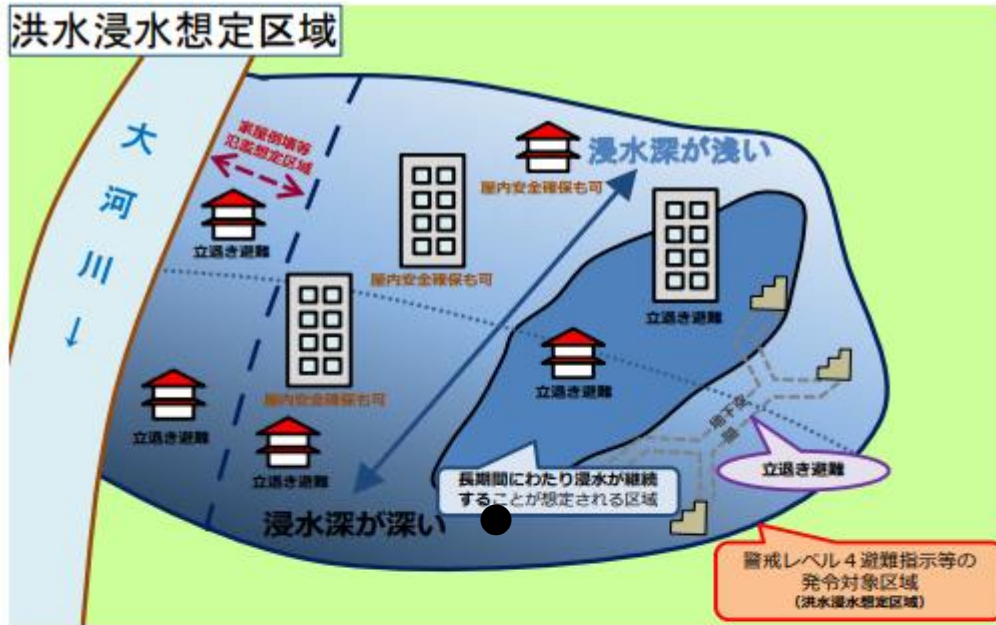
- 自治体は、気象台から発出される防災気象情報等に基づいて、**避難情報等を発令する。**
- 河川水位や雨の情報などの防災気象情報(警戒レベル相当情報)を参考に、**空振りを恐れず、躊躇なく避難情報を発令いただくようお願いします。**

## 警戒レベル・気象状況・避難情報の対照表

警戒レベル	気象状況等	避難情報
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>きんきゅうあんぜんかくほ</p> <p><b>緊急安全確保</b>※1</p>
<p>~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~</p>		
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ</p> <p><b>避難指示</b>※2</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん</p> <p><b>高齢者等避難</b>※3</p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・土砂災害・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

# 発令対象地域の絞り込み

- 災害の切迫度が高まっている地域の、災害リスクのある区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域）などの居住者等に対し、避難情報を発令する必要がある。



しかし実際は…  
自治体が避難情報を発令しても、  
居住者が避難するとは限らない

危険性を感じてもらい、  
避難行動につなげてもらうため、  
対象区域の細分化などといった工夫が必要

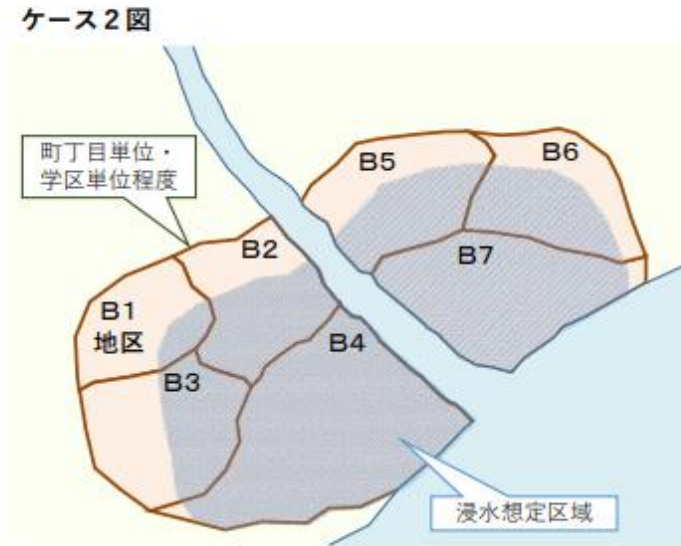
# 地区名を用いた発令対象地域の伝達例

- 居住者に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。

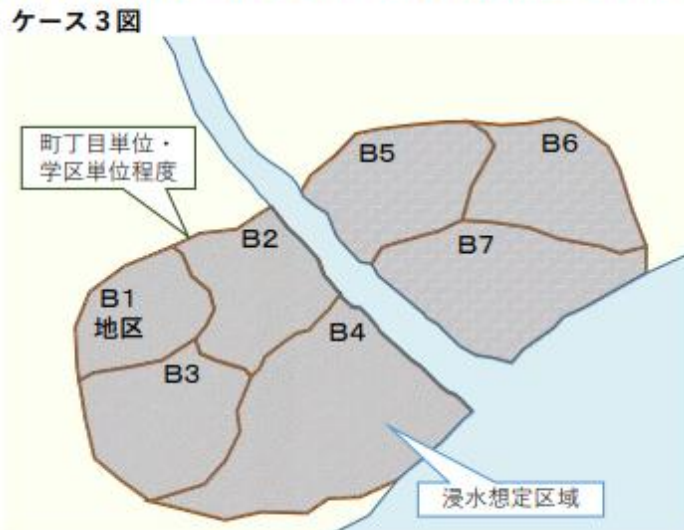
ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位(A地区)  
⇒伝達例:A地区の浸水想定区域の居住者等は避難



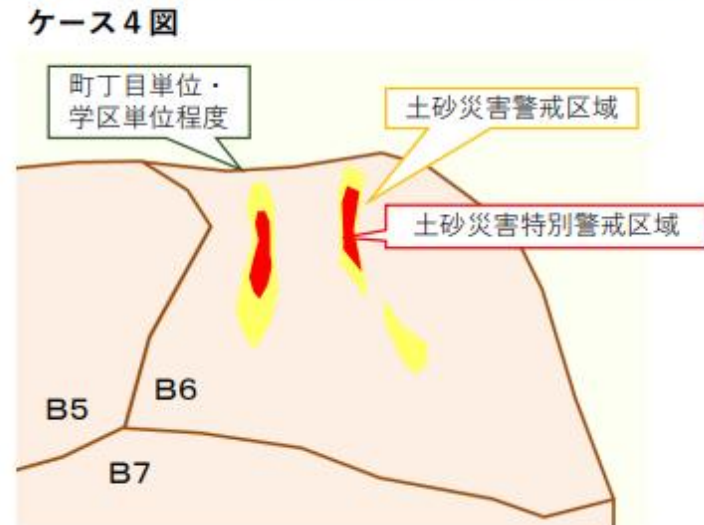
ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:B1~B7地区の浸水想定区域の居住者等は避難



ケース3) 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:浸水が想定されるB1~B7地区の居住者等は避難



ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度(B6地区)  
⇒伝達例:B6地区の土砂災害警戒区域等の居住者等は避難



# 避難情報に関するガイドライン

(令和4年9月更新)

## 避難情報に関するガイドライン

令和3年5月

内閣府（防災担当）

- 本ガイドラインは、各市町村が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、参考とすべき事項を示したもの
- 避難情報に関して参考となる情報を「関連情報」として掲載

### 【ガイドラインに示す事項】

- 1.避難に関する責務等
- 2.避難行動（安全確保行動）
- 3.避難情報と防災気象情報
- 4.発令基準例
- 5.情報伝達例
- 6.要配慮者等の避難
- 7.広域避難
- 8.市町村の体制と災害時対応の流れ
- 9.平時の普及啓発

■避難情報に関するガイドライン 令和3年5月改訂（令和4年9月更新）

URL：[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

# 「避難情報に関するガイドライン」の更新概要

- 防災気象情報の見直しを踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）の更新を行う。
- 警戒レベル相当情報の名称変更に加え、各情報の解説、発令基準例等を更新・充実。  
(※避難に関する考えが変わるものではない)

## ■主な更新内容

### 警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴うガイドラインへの反映

- 防災気象情報の体系整理を踏まえ、ガイドラインに記載の警戒レベル相当情報に反映。
- 警戒レベル相当情報の名称をガイドラインに反映。 ※レベル〇(災害種別)+(注意報/警報/危険警報/特別警報)

### 警戒レベル相当情報の特性を踏まえた分類整理

- 避難情報の発令判断に資する情報の分類・特性について
- 避難情報の発令判断に活用する情報の基本的な考え方について

### 警戒レベル相当情報の解説・避難情報発令基準例の充実

- 洪水等：大雨警報や洪水警報等の情報体系の整理を踏まえ、「その他河川」、「水路・下水道等」の解説を充実 等
- 土砂災害：発表指標の変更により、警戒レベル3相当情報の発表が大幅に減少することを踏まえ解説を更新・充実 等

### その他

- 時系列情報（明日までの警報などの見通し）の活用
- 河川管理者等による氾濫等の通報の活用
- カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた記載内容の追加

# 警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴うガイドラインへの反映

## ■ 警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴う更新

- 警戒レベル相当情報は、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と、5段階の警戒レベルを関連付けるものである。
- 防災気象情報の体系整理を踏まえ、警戒レベル相当情報の体系を更新。
- 警戒レベル相当情報の名称を「レベル〇(災害種別)+(注意報/警報/危険警報/特別警報)」に更新。※水位周知河川については既存名称のまま

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	災害種別	洪水等			土砂災害	高潮
					洪水予報河川 ※外水氾濫	水位周知河川※2 ※外水氾濫	その他河川、水路・下水道 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)	発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台	関係機関が協力して発表または気象台※3
				発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと ※市町村を分割して発表する場合もある	市町村ごと	市町村ごと
5相当				レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報※4 水害リスクライン：黒	レベル5 氾濫発生情報※4	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報※4 洪水キキクル：黒 浸水キキクル：黒	レベル5 土砂災害特別警報 土砂キキクル：黒	レベル5 高潮特別警報 レベル5 高潮氾濫発生情報※4	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	レベル4 氾濫危険警報 水害リスクライン：紫	レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報(内水氾濫危険情報)※5 洪水キキクル：紫 浸水キキクル：紫	レベル4 土砂災害危険警報 土砂キキクル：紫	レベル4 高潮危険警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	レベル3 氾濫警報 水害リスクライン：赤	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報 洪水キキクル：赤 浸水キキクル：赤	レベル3 土砂災害警報 土砂キキクル：赤	レベル3 高潮警報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報	レベル2 氾濫注意報 水害リスクライン：黄	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報 洪水キキクル：黄 浸水キキクル：黄	レベル2 土砂災害注意報 土砂キキクル：黄	レベル2 高潮注意報	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1	早期注意情報				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

<警戒レベル4までに必ず避難!>

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）  
下段細字：Webサイトで常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認するプル型の情報）

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

- ※1 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時に同じレベルの避難情報が発表されるものではない。
- ※2 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象庁から発表される大雨に関する情報洪水キキクルについても参考とすることができる。
- ※3 高潮予報海岸については、国交省・都道府県・気象台が共同して発表。それ以外の海岸については、気象台が発表。
- ※4 河川管理者等からの「通報」を受け、都道府県知事等から発表される。（当該通報した者が河川管理者や海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）
- ※5 内水氾濫危険情報は、水位周知下水道において都道府県又は市町村から発表される。
- ※6 下段細字（水害リスクライン、洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクル）は「警戒レベル2相当情報」であり、「警戒レベル2」ではない。

# 警戒レベル相当情報の特性を踏まえた分類整理

- 防災気象情報の名称が「レベル4 大雨危険警報」等のように、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されることになり、「警戒レベル相当情報」=「避難情報」と受け取られる可能性があるが、避難情報の発令は市町村長の責務であり、「警戒レベル相当情報」はあくまで避難情報を発令するにあたって参考とする情報である。
- 警戒レベル相当情報にはそれぞれ特性があり、それらを理解した上で市町村長は避難情報を発令する必要があることから、警戒レベル相当情報の特性を理解できるよう、「確認情報」、「計測情報」、「推定・予測情報」に分類
- これらの情報は、確度や取得できる範囲、時間が異なり、「確認情報」、「計測情報」、「推定・予測情報」の順にしたがって、情報の確度は落ちていく一方で、その情報がカバーする時間的・空間的範囲は広がっていくことに留意が必要

## 避難情報の発令判断に資する情報の分類・特性について

### ● 確認情報

内容：目視やカメラ画像で氾濫発生や堤防等の施設状況を確認した情報 など

特性：災害発生・切迫を判断する情報として最も信頼できる情報であるが、一地点の情報であるため、計測情報とも組み合わせて活用することが望ましく、また確認までに時間を要することがあることに留意が必要

### ● 計測情報

内容：水位計等で計測した水位の実況値 など

特性：機械的に入手することができ、速やかにかつ広範囲に状況把握することができる

### ● 推定・予測情報

内容：河川の水位予測や降雨予測、降雨予測等を元に災害発生の危険度を推定する気象警報や洪水キキクル など

特性：実況ではなく将来予測に基づく情報であり、予測手法等によって精度が異なることに留意が必要であるものの、先の見通しを現象の程度（予想雨量、水位上昇の程度等）も含めて広範囲に把握することができる

## 避難情報の発令判断に活用する情報の基本的な考え方について

### ● レベル5 緊急安全確保

「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合等は、精度を十分に考慮しつつ「推定・予測情報」も活用する。

### ● レベル4 避難指示

「確認情報」や「計測情報」に加えて「推定・予測情報」も活用する。特に、中小河川の氾濫や高潮など短時間のうちに急激に状況が悪化することが見込まれる場合には、「推定・予測情報」を有効活用して発令判断が遅れないようにする。

### ● レベル3 高齢者等避難

災害発生までの時間が長いことから、「確認情報」や「計測情報」を活用することが困難であることが多いため、「推定・予測情報」を活用する。

# 警戒レベル相当情報の解説・避難情報発令基準例の充実

## ■ 洪水等に関する更新

- 避難情報の発令に資する情報は、確度や取得できる範囲、時間が異なることから、それぞれの特性を踏まえた上で避難情報の発令判断に活用する必要がある。
- 水位周知河川については、「大雨に関する情報」で今後の見通しを把握した上で、従前どおり「水位到達情報」をもとに避難情報を発令することを基本とする。
- その他河川※については、流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、「大雨に関する情報」等をもとに避難情報を発令することが基本となるが、水位情報等を取得できる場合はそれらをもとにした発令も検討する。
- 水路・下水道等については、従前どおり、事前の検討の結果、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。なお、避難情報の発令の対象とする場合は、大雨に関する情報等を参考に発令基準を設定することが考えられる。

※その他河川：洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水・大雨に関する警戒レベル相当情報の新旧比較

	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川等 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫		洪水予報河川 ※外水氾濫	水位周知河川 ※外水氾濫	その他河川、水路・下水道 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県/気象台	気象台	発表主体	河川事務所または都道府県と気象庁	河川事務所または都道府県	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと/市町村ごと	市町村ごと	発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと ※市町村を分割して発表する場合もある。
相当情報	洪水に関する情報	水位到達情報※1	大雨浸水に関する情報/洪水に関する情報	相当情報	洪水に関する情報	水位到達情報※1	大雨に関する情報
<b>5相当</b>	氾濫発生情報	氾濫発生情報/大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（浸水害）	<b>5相当</b>	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報※2	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報※2
<b>4相当</b>	氾濫危険情報	氾濫危険情報 / -		<b>4相当</b>	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報
<b>3相当</b>	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報 / 洪水警報	洪水警報	<b>3相当</b>	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報
<b>2(相当)</b>	氾濫注意情報	氾濫注意情報 / 洪水注意報	大雨注意報 / 洪水注意報	<b>2</b>	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報

※1 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象庁から発表される大雨に関する情報についても有効に活用

※2 河川管理者等からの「通報」を受け、都道府県知事等から発表される。（当該通報した者が河川管理者国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）

# 洪水等に関する更新内容

## ■ 水路・下水道等の氾濫に対する避難情報の発令

- レベル4 大雨危険警報や河川管理者等による氾濫等の通報制度の新設を踏まえ、浸水キキクルの活用や氾濫発生情報など避難情報発令の参考にすべき情報について追記を行っているが、水路・下水道等の氾濫を避難情報の発令対象とするかについては、現行のガイドラインから考え方が変わるものではない。
- 避難情報の発令対象とする場合には、浸水キキクルにより、水路・下水道の内水氾濫の危険が高まっている区域を把握し、命の危険を及ぼすと考えられる場合は発令対象区域を適切に絞り込んだうえで、避難情報を発令する。

### <発令の考え方>

- 水路・下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によってポンプ場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合がほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令することが考えられる。
- 事前の検討の結果、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった場合など当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。

- 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居住者等居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- 氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

# その他 時系列情報（明日までの警報等の見通し）の活用

## ■ 時系列情報の活用

- 令和8年度より気象庁から「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」の運用が新たに開始される。
- 「時系列情報」では、市町村ごとの明日までの大雨、土砂災害、高潮等について予測される警戒レベル相当の時間帯を3時間単位で提示するほか、気象現象の見通しを提供。
- 「時系列情報」の活用により、防災体制の移行や避難情報の発令等の判断材料とすることが考えられる。

これまで、警報等発表時のみ時系列で表示していた情報を、「時系列情報」として常時提供する形へ改善する。

### <時系列情報>

- 市町村ごとの明日までの大雨、土砂災害、高潮等について予測される警戒レベル相当の時間帯を3時間単位で提供
- 警戒レベル3相当情報、警戒レベル4相当情報が発表される時間帯が表示される。
- 対象とする気象現象の見通しを1日4回（05時、11時、17時、23時）に情報更新
- 令和8年度より気象庁HPで提供予定

← 今日 → ← 明日 →

### 時系列情報の活用イメージ

#### <土砂災害の発令基準例>

- 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

#### <自然災害の発生が想定される際の地方公共団体の防災体制>

○第2次防災体制（災害注意体制）：警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階

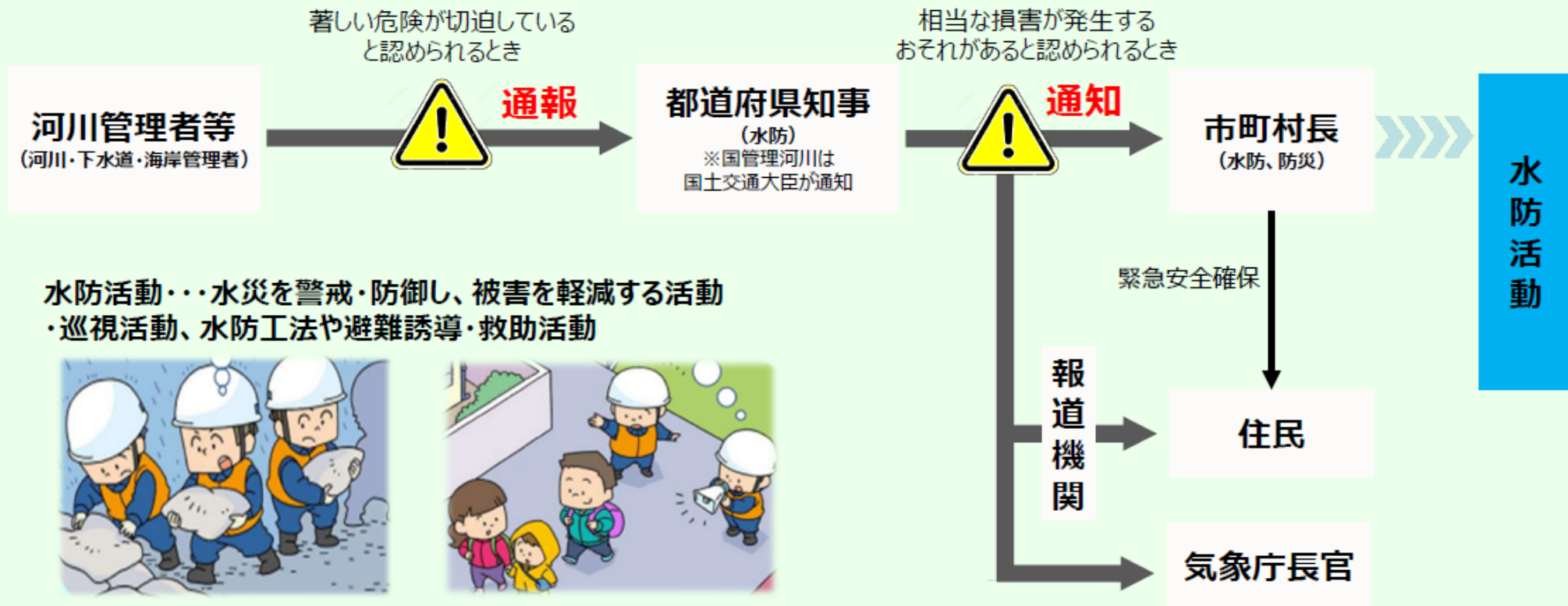
- 気象庁ホームページの「時系列情報」において、概ね12時間先までに「警戒」以上（レベル3相当以上）または暴風の「警戒」以上が予想されている場合。

# 河川管理者等による氾濫等の通報

## ■ 河川管理者等による氾濫等の通報の活用

- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。
- 「通報」は、目視やカメラ画像、水位情報等で緊急安全確保を発表するに資する情報であると河川管理者等がの実際の目視や観測データ等から判断した場合に提供される確度の高い情報であることから、防災気象情報で警戒レベル5相当情報が発表されていなかったとしても、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令するための判断材料となる。

### 新たな通報制度の概要



# 令和8年度 大規模氾濫減災協議会

---

減災のための取組について

石川県 土木部 河川課

- ① 地域の取組方針の改定について
- ② 水防法改正に基づく氾濫通報制度の義務化について
- ③ 高潮浸水想定区域の公表について
- ④ R6能登半島地震による地形変動を踏まえた洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップの見直しについて
- ⑤ 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて

# 地域の取組方針の改定について

# 主な改定内容

## 1. はじめに

新	旧
<p>加えて、令和4年8月には加賀地方を中心とした集中豪雨、<b>令和5年7月には河北郡市を中心とした集中豪雨、令和6年9月には奥能登地域を中心とした集中豪雨など、県下全域</b>で甚大な浸水被害が発生したことから、その教訓を活かすため、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく他地区の大規模氾濫減災協議会とも情報共有していきます。</p>	<p>加えて、令和4年8月には加賀地方を中心とした集中豪雨により、甚大な浸水被害が発生したことから、その教訓を活かすため、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく他地区の大規模氾濫減災協議会とも情報共有していきます。</p> <div data-bbox="966 599 1845 742" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; background-color: #ffff00; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>“令和5年7月河北郡市を中心とした豪雨” “令和6年9月奥能登豪雨”を追加</p> </div>

# 主な改定内容

## 3. 地区の概要（県央、中能登、奥能登）

新					旧				
【県央地区における二級水系】					【県央地区における二級水系】				
No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)	No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)
1	犀川水系	256.3	14	93.1	1	犀川水系	256.3	13	93.1
2	大野川水系	389.2	24	156.3	2	大野川水系	389.2	23	155.7
3	大海川水系	43.4	2	15.3	3	大海川水系	21.9	2	15.3
計		688.9	40	264.7	計		667.4	38	264.1
【中能登地区における二級水系】					【中能登地区における二級水系】				
No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)	No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)
18	塩津川水系	2.2	1	1.1	18	塩津川水系	2.2	1	1.1
19	笠師川水系	6.7	1	3.9	19	笠師川水系	6.7	1	3.9
20	熊木川水系	68.5	5	34.3	20	日用川水系	21.3	1	12.8
21	小牧川水系	5.0	1	1.2	21	熊木川水系	47.2	4	21.5
22	衣川水系	3.5	1	0.6	22	小牧川水系	5.0	1	1.2
計		626.8	56	273.6	計		626.8	56	273.6
【奥能登地区における二級水系】					【奥能登地区における二級水系】				
No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)	No.	水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川数	管理延長 (km)
1	仁岸川水系	20.0	1	6.3	1	仁岸川水系	20.0	1	6.3
2	阿岸川水系	29.9	2	6.7	2	阿岸川水系	29.9	2	6.7
3	八ヶ川水系	80.7	2	20.7	3	八ヶ川水系	80.7	2	20.7
4	西二又川水系	8.3	1	2.8	4	西二又川水系	8.3	2	2.8
5	河原田川水系	127.8	4	37.9	5	河原田川水系	127.8	4	37.9
計		823.4	46	238.6	計		823.4	47	238.6

R2.3月 日用川水系が熊木川水系に編入  
 R5.7月 犀川水系 馬場川放水路が追加  
 R6.4月 大野川水系 大徳川放水路が追加

# 主な改定内容

## 4. 現状の取組状況と課題（奥能登、中能登）

新		旧	
1) 避難に関する事項		1) 避難に関する事項	
項目	現状○と課題●	項目	現状○と課題●
②想定される水害リスクの周知について	<p>○水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図を令和5年5月に公表した。</p> <p>○能登半島地震により著しい地形変動が生じた能登半島外浦の16河川について、洪水浸水想定区域の見直しを先行して進め、令和7年出水期までに指定・公表した。<u>残る14河川については、令和8年の出水期までに指定・公表した。</u></p> <p>●市町は、これまで水位周知河川を対象に水害ハザードマップを作成・公表してきたが、今後水位周知河川以外の河川も対象に加えリスク周知していく必要がある。</p>	<p>②想定される水害リスクの周知について</p> <p>○水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図を令和5年5月に公表した。</p> <p>●市町は、これまで水位周知河川を対象に水害ハザードマップを作成・公表してきたが、今後水位周知河川以外の河川も対象に加えリスク周知していく必要がある。</p>	

R6能登半島地震後に地形変動の影響が大きい河川について、令和8年に洪水浸水想定区域の見直しを行った河川を追加（奥能登：14河川、中能登：2河川）

※奥能登地区の減災に係る取組方針より

# 水防法改正に基づく氾濫通報制度の 義務化について

# 水防法改正に基づく氾濫通報制度の義務化について

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用されます。

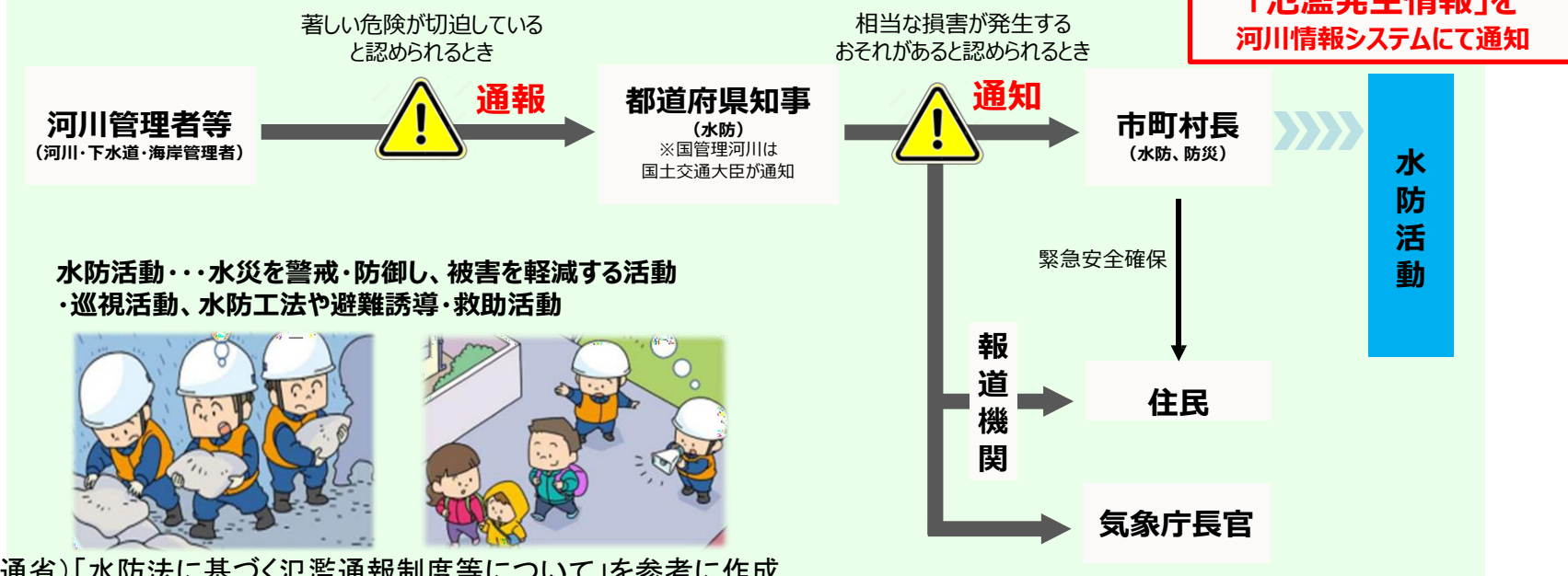
## 水防法改正

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、**浸水想定区域※1における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。**

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、**その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。**

※1 住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道が対象

### 新たな通報制度の概要



# 高潮浸水想定区域の公表について

# 高潮浸水想定区域の公表について

## <経緯>

水防法の改正（平成27年5月20日付）

想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する避難体制等の  
充実・強化

・・・高潮による浸水想定区域を新設（水害リスク情報の空白地帯の解消）

## 全国の検討状況

・・・高潮浸水想定区域図公表：23県（R7年3月末時点 主に太平洋側）

うち高潮浸水想定区域の指定：18都道府県

（高潮により大きな被害が発生するおそれがある海岸を先行）

石川県では令和4年度より、高潮浸水想定区域の検討に着手。  
令和9年出水期前までに、**高潮浸水想定区域の公表・指定**を目指す。  
令和9年度以降、県が作成した高潮浸水想定区域図を基に、  
各市町で高潮浸水ハザードマップの作成を行う。

# R6能登半島地震による地形変動を踏まえた 洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップ見直し について

# R6能登半島地震による地形変動を踏まえた 洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップの見直しについて

- 大きな地形変動が生じた能登半島外浦の16河川について、洪水浸水想定区域の見直しを先行して進め、令和7年5月30日に指定・公表済み
- 残る見直しが必要な16河川について、今年の5月22日に指定・公表済み
- 今後、市町による洪水ハザードマップの早期見直しを支援する

## 〔見直しの流れ〕

R7出水期前  
(R7.5.30)

【能登半島外浦の16河川】  
洪水浸水想定区域の見直し、指定・公表 (県)

済

R8出水期前  
(R8.5.22)

【残る見直しが必要な16河川】  
洪水浸水想定区域の見直し、指定・公表 (県)

済

R9出水期前

洪水ハザードマップの見直し、公表 (市町)  
※対象5市町：輪島市・珠洲市・穴水町・能登町・志賀町

### ●洪水浸水想定区域

【作成主体：国・県】

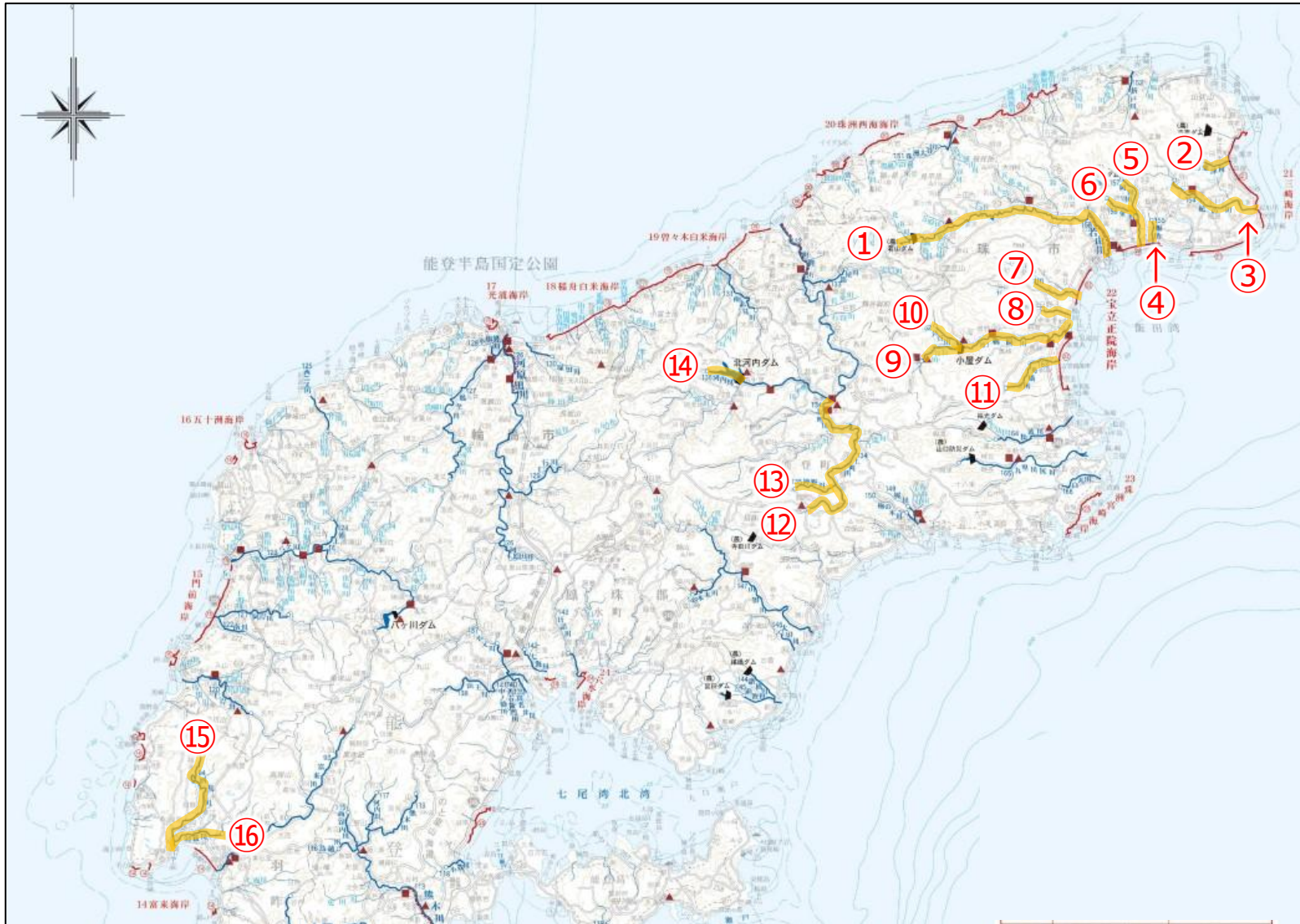
想定最大規模の降雨で河川が氾濫した場合に、どこがどれくらい浸水するか（浸水深・浸水継続時間）を示すもの

### ●洪水ハザードマップ

【作成主体：市町】

洪水浸水想定区域を基に、避難場所・避難経路・危険箇所等を加えて住民向けに作成した地図

# 令和8年5月22日に洪水浸水想定区域を見直した16河川



## ■ 珠洲市

- ① 若山川
- ② 栗津川
- ③ 紀の川
- ④ 飯川
- ⑤ 岡田川
- ⑥ 金川
- ⑦ 竹中川
- ⑧ 磐若川
- ⑨ 鵜飼川
- ⑩ 芦谷川
- ⑪ 舟橋川

## ■ 能登町

- ⑫ 上町川
- ⑬ 神野川
- ⑭ 河内川

## ■ 志賀町

- ⑮ 酒見川
- ⑯ 新川

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視 カメラについて

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて(南加賀)

県では住民の避難を支援するため、平成30年度より、水位周知河川以外の河川などに危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置している。

令和7年度までに、水位計未設置河川のうち、重要水防箇所や流域に人家がある程度密集している河川に設置(以下表のとおり)。

国ホームページ「川の防災情報」で閲覧できるため、避難指示等の発令判断の目安や水防活動に活用していただきますようお願いします。

## ●危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ 設置河川一覧 (※)は簡易型河川監視カメラのみの設置

事務所	市町	設置済 河川名	河川数
南加賀	小松市	梯川(指定区間)、日用川、仏大寺川、郷谷川、木場潟、粟津川、光谷川、西俣川、那谷川、滓上川	10
	能美市	西川、館谷川、熊田川、鍋谷川、八丁川(※)	5
大聖寺	加賀市	尾俣川、奥の谷川、曾宇川、田尻川、宇谷川、四十九院川、動橋川、北潟湖、熊坂川、熊坂川放水路、三谷川、三谷川放水路、直下川、大聖寺川(※)、那谷川(※)、杉の水川	17
合計			32

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて(県央)

県では住民の避難を支援するため、平成30年度より、水位周知河川以外の河川などに危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置している。

令和7年度までに、水位計未設置河川のうち、重要水防箇所や流域に人家がある程度密集している河川に設置(以下表のとおり)。

国ホームページ「川の防災情報」で閲覧できるため、避難指示等の発令判断の目安や水防活動に活用していただきますようお願いします。

## ●危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ 設置河川一覧

事務所	市町	設置済 河川名	河川数
石川	野々市市	木呂川	1
	白山市	平瀬川、屋越川、大慶寺川、堂尻川、手取川、阿手川、堂川、安産川放水路、直海谷川、湯谷川、大道谷川	11
県央	金沢市	弓取川、大宮川、木曳川、馬場川、十人川、碓川、新大徳川、大徳川、大徳川放水路、犀川、安原川、浅野川、内川、湯の川、涌波川、田島川	16
津幡	津幡町	大海川、能瀬川、津幡川、材木川	4
	内灘町	西部承水路	1
	かほく市	宇ノ気川、大谷川、気屋川、加茂田川、野寺川	5
合計			38

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて(中能登)

県では住民の避難を支援するため、平成30年度より、水位周知河川以外の河川などに危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置している。

令和7年度までに、水位計未設置河川のうち、重要水防箇所や流域に人家がある程度密集している河川に設置(以下表のとおり)。

国ホームページ「川の防災情報」で閲覧できるため、避難指示等の発令判断の目安や水防活動に活用していただきますようお願いします。

## ●危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ 設置河川一覧 (※)はカメラのみの設置

事務所	市町	設置済 河川名	河川数
中能登	七尾市	吉田川、三引川、大津川、笠師川、日用川、西谷内川、御祓川、鷹合川、赤浦川、伊久留川、深見川、塩津川、小川内川、鳥越川、河内川、衣川、大谷川、崎山川、熊淵川(※)、小牧川	20
	中能登町	久江川、熊野川、石塚川、長曾谷川(※)、地獄谷川(※)	5
羽咋	羽咋市	酒井川、吉崎川、金丸川、長者川(※)	4
	志賀町	菱根川、米町川、新川、安津見川、酒見川、草木川、長田川、仏木川、親右エ衛門川、前川、於古川(※)	11
	宝達志水町	長者川、樋の川、子浦川、大坪川、杓田川、向瀬川、新宮川、相見川(※)、宝達川(※)、前田川(※)、北谷川	11
合計			51

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラについて(奥能登)

県では住民の避難を支援するため、平成30年度より、水位周知河川以外の河川などに危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置している。

令和7年度までに、水位計未設置河川のうち、重要水防箇所や流域に人家がある程度密集している河川に設置(以下表のとおり)。

国ホームページ「川の防災情報」で閲覧できるため、避難指示等の発令判断の目安や水防活動に活用していただきますようお願いします。

●危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ 設置河川一覧 (※(※))は簡易型河川監視カメラ(危機管理型水位計)のみの設置

事務所	市町	設置済 河川名	河川数
奥能登	輪島市	河原田川、西二又川、南志見川、小加勢川、塚田川、仁行川、浦上川 阿岸川、南川、八ヶ川(※)、仁岸川(※)、鳳至川(※)、鈴屋川(※)	13
	穴水町	山王川、日詰川、諸橋川、太田川、小又川、七海川、真名井川、善右衛 門川、中ノ橋川、前波川	10
	能登町	梅の木川、神野川、白丸川、山田川(※)、梶川(※)、九里川尻川(※)、町 野川、本木川	8
珠洲	珠洲市	飯川、竹中川、磐若川、粟津川、岡田川、舟橋川、珠洲大谷川、折戸川、 金川(※)、鶺鴒川(※)、紀の川(※)	11
合計			42

# 土砂災害対策アクションプログラム

# 土砂災害対策アクションプログラム

- ・平成27年度から令和元年度まで土砂災害対策アクションプログラムに取り組んできた。
- ・これまでの施策の検証や全国の課題により、地域の実情に応じた自助・共助による防災行動の促進を通じて、これまでよりも大きな防災力を生み出し、避難の実行性をさらに高めていけるよう、令和2年度に土砂災害対策アクションプログラムを改定した。

## <5つの重点項目と各施策>

1) 地区の防災意識向上	
1-1	地区の防災意識向上プログラムの実施(わがまち避難計画(仮)作成の支援) <強化>
1-2	避難訓練の実施(市町) <強化>
1-3	共助の意識向上
1-3-1	地域における共助に関するリーフレットの作成・配布 <新規>
1-3-2	地域リーダー(区長等)に対する説明会の開催 <新規>
1-3-3	防災士のさらなる意識向上
1-3-4	地域に対する避難訓練シナリオの作成・配布 <新規>
1-4	地域における危険性の認識向上
1-4-1	土砂災害警戒区域・土砂災害ハザードマップの再周知 <強化>
1-4-2	土砂災害警戒区域の看板設置 <新規>
1-4-3	土砂災害(特別)警戒区域の指定
1-5	土砂災害に対する理解の向上
1-5-1	土砂災害出前講座などの防災講座の実施
1-5-2	ホームページ上での学習資料の充実 <強化>
1-5-3	土砂災害防止月間の活動への参加

2) 要配慮者に対する避難支援の強化	
2-1	要配慮者利用施設管理者に対する説明会の開催
2-2	要配慮者利用施設に対する避難確保計画ガイドライン・避難訓練シナリオの作成・配布 <新規>
2-3	小学校出前講座の計画的な実施
2-4	小学校・中学校教諭への防災教育資料の作成・配付 <新規>
2-5	民生委員・ケアマネジャーに対する説明会の開催 <新規>

4) 行政の連携・警戒体制の強化(防災意識の共有)	
4-1	市町担当者会議の開催(砂防課主催)
4-2	市町災害対応能力強化研修会の開催(危機対策課主催)
4-3	大規模氾濫減災協議会での防災意識の共有(河川課・砂防課主催) <新規>

3) 迅速でわかりやすい情報発信(的確な情報の共有)	
3-1	防災情報入手手段に関するリーフレットの作成・配布 <新規>
3-2	土砂災害情報システム(SABOアイ)の改良 <強化>
3-3	緊急時における能動的ホットラインの実施
3-4	緊急時における情報発信ツールの多重化

5) 砂防施設等の整備	
5-1	要配慮者利用施設に対する優先的なハード整備
5-2	避難所等に対する優先的なハード整備 <新規>
5-3	長寿命化・強靱化対策の推進 <新規>
5-4	住民のハード対策支援

# 1-1 地区の防災意識向上プログラムの実施(わがまち避難計画作成(仮)の支援) ～～土砂災害に関するわがまち避難計画作成～～

## ■ 内容

地区毎に「勉強会～防災マップ作成～避難訓練～**わがまち避難計画(仮)作成**」を実施  
(各17市町でモデル地区を1地区選定し**R6**までに作成)

### ≪令和2年度 of 取組み≫

県 ⇒ 地区自らがわがまち避難計画作成できるよう、手順書および雛形を作成

市町 ⇒ わがまち避難計画作成していく地区を選定

### ≪令和3年度以降 of 取組み≫

県 ⇒ わがまち避難計画作成する地区の支援

土砂災害に関するわがまち避難計画(仮)とは、、、(次スライド参照)

土砂災害から身を守るための行動計画であり、将来、地区が自立的に地区防災計画作成の際の一助となるもの

※土砂災害は、突発的に発生する特徴を有していることから、多くの死者・行方不明者を出す自然災害であり、いつ・どこが危なく・どこへ逃げるのか事前に避難行動を考えておく必要がある。

## ■ 目的

住民自らが土砂災害に関する問題点を確認し、地域の防災意識の共有を図るため

# 1-1 地区の防災意識向上プログラムの実施(わがまち避難計画作成(仮)の支援) ~~防災マップ作成~~

(※これまでと同様の取組みです)

## ■ 内容

地区毎に「勉強会～防災マップ作成～避難訓練」を実施 (各17市町で1地区ずつ選定)

## ■ 目的

住民一人一人が地域の危険性や課題を認識し、迅速な避難行動を行う



勉強会の状況  
(宝達志水町 白石地区)



防災マップ作成の状況  
(珠洲市 岩坂地区)



避難訓練の状況  
(金沢市 額校下地区)

## 1-2 避難訓練の実施(市町)

### ■内容

市町が土砂災害に係る避難訓練を **1 回以上実施**※

※「国の通達」や「地域防災計画」「防災基本計画」で年 1 回の実施を基本とする旨が記載

- ・**地域の要配慮者を含める**
- ・**地域内での声かけにより避難する**
- ・**避難路の安全を確認する**

※（平成 30 年 7 月の豪雨を受けて、声の掛け合いで避難が進んだ事例が各地で報告）

### ■目的

地区の危機意識の向上と避難行動対応力の育成



要配慮者利用施設での避難訓練  
小松市 軽海地区

## 1-3-2 地域リーダー(区長等)に対する説明会の開催

### ■ 内容

地域リーダー（区長等）に地区の防災意識向上プログラムの紹介、**手順書・雛形を説明**

### ■ 目的

地区全体の指揮を執るより多くの**地域リーダーが、各地域で勉強会や防災マップ作成を行う機会を自発的に設け、**民生委員や防災士、消防団員等と連携情報共有しながら、「わがまち避難計画」を作成する。



宝達志水町区長会における

土砂災害に関する説明の様子（令和2年11月）



中能登区長会における

土砂災害に関する説明の様子（令和2年11月）

## ■内容

「郵便局」、「道の駅」、「地域包括支援センター」に土砂災害ハザードマップを掲載

※これまで、「郵便局」と「道の駅」に対し掲示を行ってきたが、令和2年度より在宅高齢者の生活の相談窓口となる「地域包括支援センター」に対しても掲示

## ■目的

住民に対して、居住地周辺地域における土砂災害警戒区域等の危険区域の存在を認識してもらうなど、防災意識の向上に繋げる

**(地域包括支援センターに掲示し、在宅の高齢者への意識向上に繋げることとした)**



輪島郵便局（輪島市）



道の駅「しらやまさん」（白山市）



地域包括支援センター（穴水町）

# ■内容

「地区の防災意識向上プログラム」を実施した地区に、警戒区域や避難所等を表示した看板を設置。**看板には各地区で作成した地区防災マップを表示（R3より）**

※県主体で看板設置、  
設置地区、場所は市町が選定・調整

「令和8年度の取組み」  
県 ⇒ **令和8年度看板設置対象地区への看板設置**  
市町 ⇒ **令和8年度に設置する場所の候補を選定**

年度	R 3		R 4		R5	R6	R7
対象	H27地区防災 マップ作成済	H28地区防災 マップ作成済	H29地区防災 マップ作成済	H30地区防災 マップ作成済	R1地区防災 マップ作成済	R2地区防災 マップ作成済	R3地区防災 マップ作成済

# ■目的

住民等が日頃から土砂災害の危険性を十分認識できるように看板を設置する。



公民館設置の事例

## 2-2 要配慮者利用施設に対する避難確保計画ガイドライン・避難訓練シナリオの作成・配布

### ■内容

**避難確保計画ガイドライン、避難訓練シナリオの雛形を作成し、全要配慮者利用施設へ配布、ホームページに掲載**

※平成29年度に要配慮者利用施設管理者による避難確保計画の作成と、避難訓練の実施が義務化

要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況・・・97.1% (133施設/137施設)	R8.3月末時点
要配慮者利用施設による避難訓練の実施状況・・・96.4% (132施設/137施設)	

《令和2～7年度の取組み》

県 ⇒ 避難確保計画ガイドライン、避難訓練シナリオ作成、  
要配慮者利用施設へ配布、HP掲載

《令和8年度の取組み》

**避難確保計画ガイドライン、避難訓練シナリオを継続配布**



要配慮者利用施設内での避難訓練  
(穴水町)

### ■目的

**速やかな避難確保計画の作成、円滑な避難訓練が実施できるよう、施設の避難体制を支援する。**

## 2-3 小学校出前講座の計画的な実施

### ■内容

土砂災害警戒区域付近に立地する小学校や希望のあった小学校を対象に、土砂災害に関する出前講座を実施

### ■目的

土砂災害の恐れのある小学校を対象に、子供の頃から土砂災害に関する知識の構築と知識を応用できる意識を育成することで、地域の防災力の強化につなげる。

「令和7年度の実施計画」

→県内の32校で実施、

「令和8年度の実施計画」

→県内の小学校で実施予定

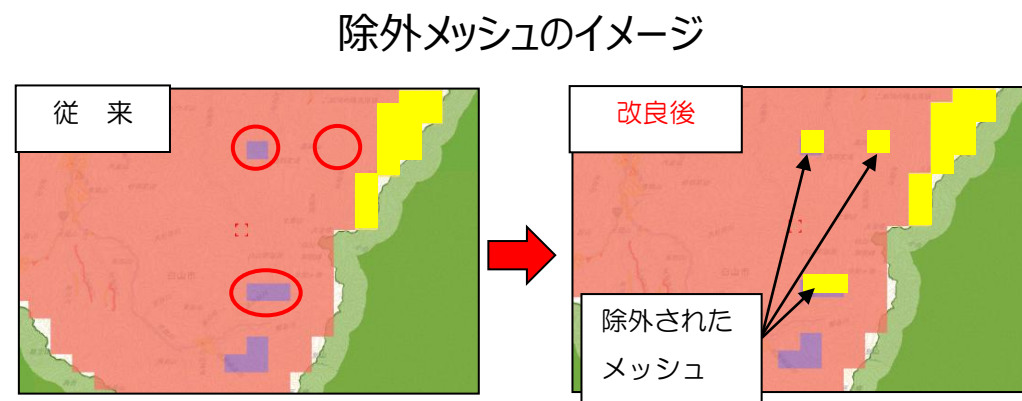


小学校出前講座実施の様子（金沢市 杜の里小学校）

## 3-2 土砂災害情報システム(SABOアイ)の改良

### ■内容

- ・住民や市町のニーズ・国の動向に応じたシステムの改良
- ・土砂災害危険度判定の精度向上
- ・令和2年度のSABOアイの見直しにより、選定したメッシュを除外済み
- ・R8.5.29 気象情報発表基準の見直しにより、受信電文の変更、画面描画処理の変更、スネークライン図の変更



### ■目的

住民の迅速な避難、市町による適時適切な避難指示等の情報発信に繋げるため、継続してSABOアイを改良し、迅速でわかりやすい情報発信を提供するとともに、土砂災害危険度判定の精度向上を図る。

## 5-2 避難所等に対する優先的なハード整備

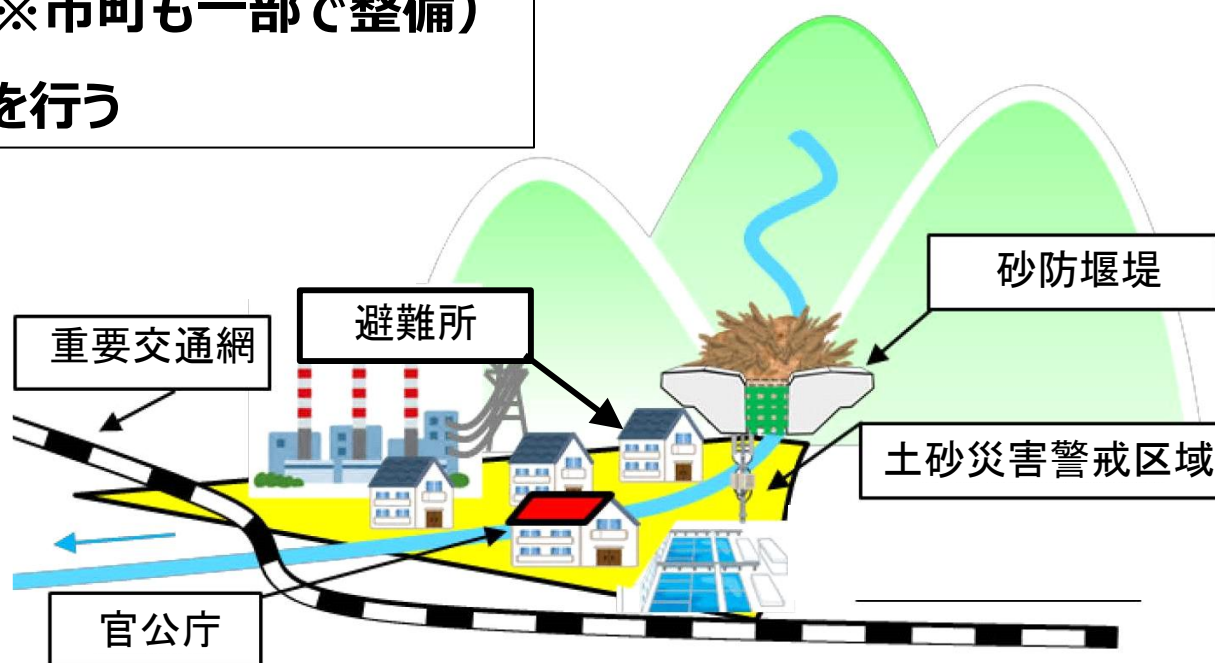
### ■内容

代替性のない避難所等が立地する土砂災害のおそれのある箇所について砂防施設等を整備

- 市町地域防災計画に位置づけられた指定避難所
- 防災活動が行われる公共施設（役場、警察署、消防署、駐屯地）
- ライフライン（上下水道施設、発電所、変電所）

県 ⇒ 砂防施設等を整備（※市町も一部で整備）

市町 ⇒ 積極的に地元の調整を行う



避難所等に対するハード整備（イメージ）

## ■市町(土木・防災部局)に求められる対応

### AP 1) 地区の防災意識向上

- ・ 避難訓練実施の際、**地域内での声かけや安全の確認による避難訓練**を重点的に実施  
⇒声かけや安全の確認による避難訓練が行われたか後日確認
- ・ モデル地区での**勉強会～防災マップ作成～避難訓練～わがまち避難計画作成（仮）作成**  
(モデル地区は**各市町1地区以上**)
- ・ **地区の防災意識向上プログラム**(勉強会～防災マップ作成～避難訓練)実施時における防災士・民生委員の参加⇒参加状況を後日確認
- ・ 「道の駅」、「郵便局」、「地域包括支援センター」へハザードマップの提供、掲示の依頼  
⇒掲示状況を後日確認
- ・ 土砂災害警戒区域の看板設置について、**令和8年度に設置予定場所の選定**

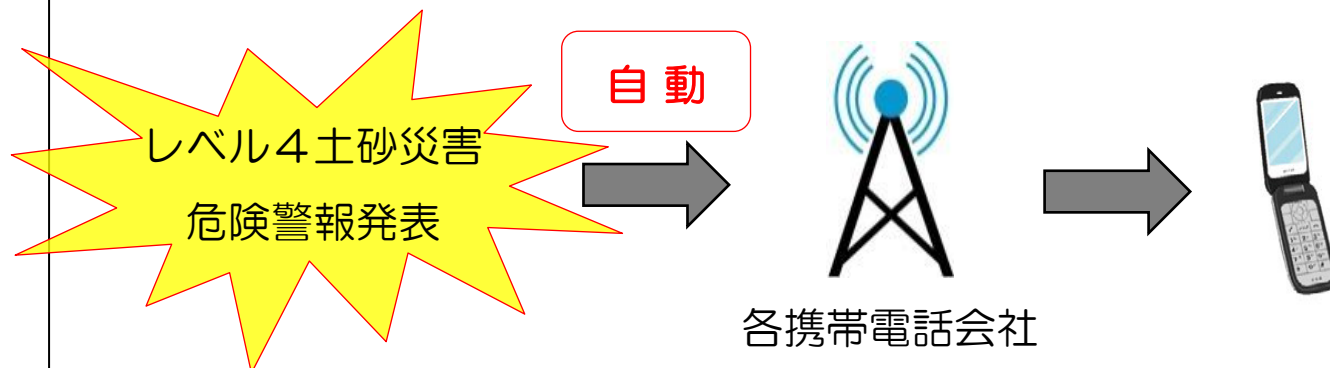
### AP 2) 要配慮者利用施設に対する避難支援の強化

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成のサポート、避難確保計画の作成について助言・勧告  
(実施状況を随時確認予定)
- ・ **対象の要配慮者利用施設について、砂防サポート隊で個別訪問（県と砂防ボランティアと合同）**

# 土砂災害警戒情報

レベル4土砂災害危険警報が緊急速報メールとして届きます！！

## ■ 緊急速報メールの配信（平成27年9月15日～）



### お知らせの内容

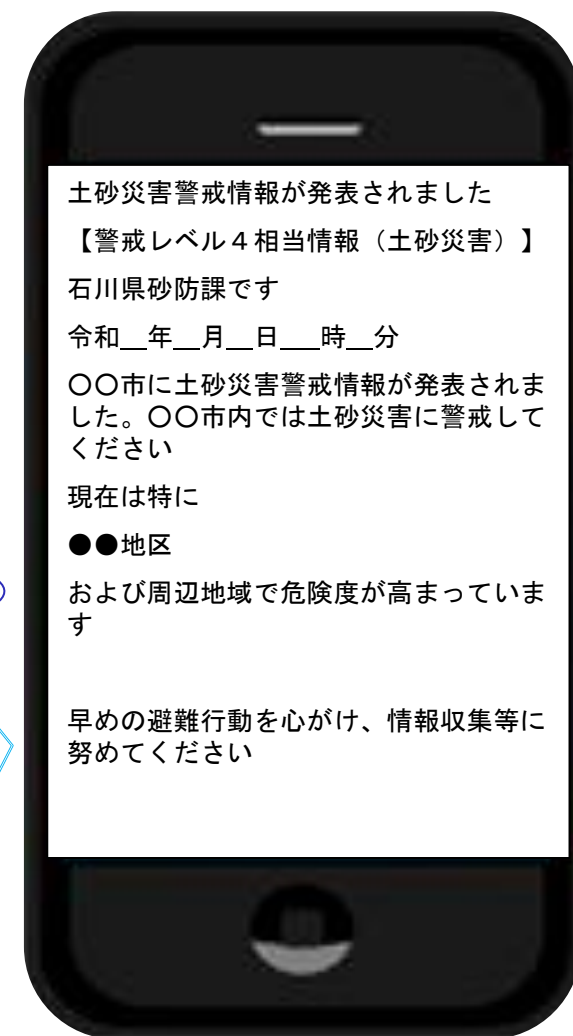
レベル4土砂災害危険警報の発表

土砂災害の危険が非常に高まっている地域名

校下名 または 地区名

### お知らせの方法

レベル4土砂災害危険警報が発表された市町に滞在する全ての方の携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールでお知らせ。



緊急速報メール画面イメージ

**【情報名称等】**これまでレベル4相当情報は、警報等とは別系統で、情報名称も「土砂災害警戒情報」となっていますが、  
 今後は、「レベル4土砂災害危険警報」として発表されます※。

※「レベル4土砂災害危険警報」に呼称は変わりますが、土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報という、土砂災害警戒情報としての性質を有することはありません。

### <現状>

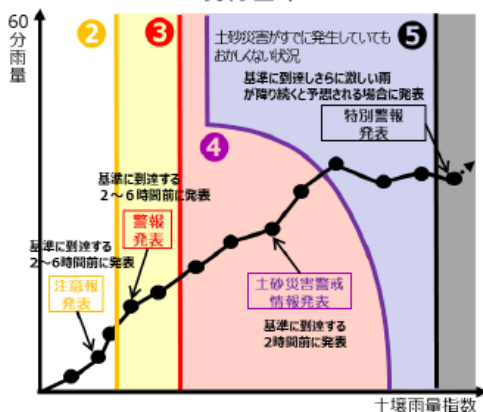
発表指標		60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)	土壌雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5		大雨特別警報 (土砂災害)
	4	土砂災害警戒情報	
	3		大雨警報 (土砂災害)
	2		大雨注意報
	1		早期注意情報

### <改善後>

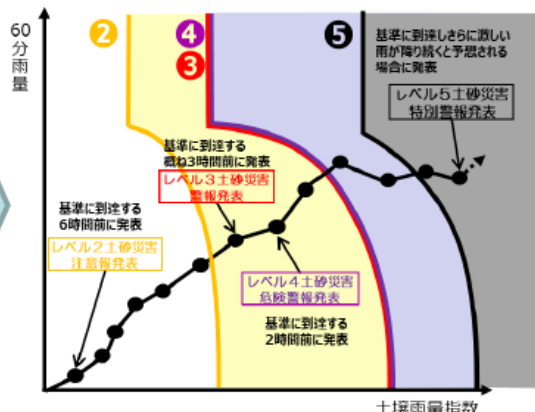
発表指標		60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

**【発表基準】**レベル3土砂災害警報は、現在の大雨警報 (土砂災害) に比べ、警戒レベル4相当に至らない情報発表が大幅に減少します。

#### <現行基準>



#### <改善イメージ>



※図中の黒丸は、60分雨量と土壌雨量指数を1時間毎にプロットしたものです。

- 警戒レベル5相当情報については、土砂災害の発生確度が高い状況を示す情報として発表基準を設定します。
- 警戒レベル4相当情報については、発表基準の設定方法は従来と同様です。今後も基準値の検証を継続的に実施し、適宜改善を図ります。
- 警戒レベル3相当情報については、警戒レベル4相当情報の基準 (レベル4基準) に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※確保して発表します。
- 警戒レベル2情報は、雨による土砂災害への注意を広く呼び掛ける情報として、発表頻度やレベル4基準に到達するまでのリードタイムを考慮しつつ、災害捕捉率や発表頻度が現在の注意報と同等となるように発表基準を設定します。

※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

取組項目	水害危険性の周知促進 浸水実績等の把握・水害リスクの周知
内容	平時からの水害リスクの周知と防災気象情報の配信
実施主体	小松市

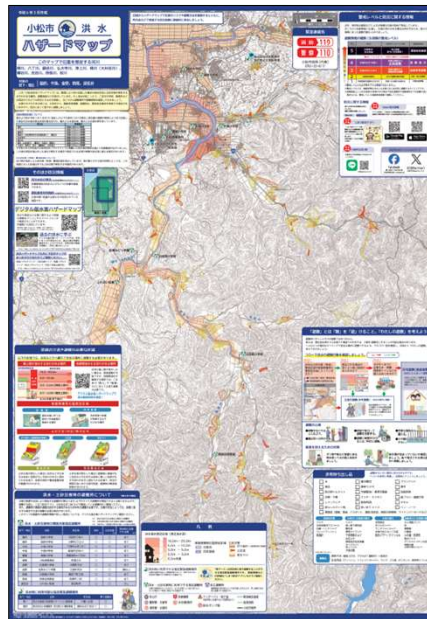
## 平時からの水害リスクの周知

### ■ 洪水ハザードマップの更新



洪水予報河川  
水位周知河川  
以外の河川を追加

- R6.6 全戸配布
- 外国語版をWEBで公開



### ■ デジタル版水害ハザードマップ

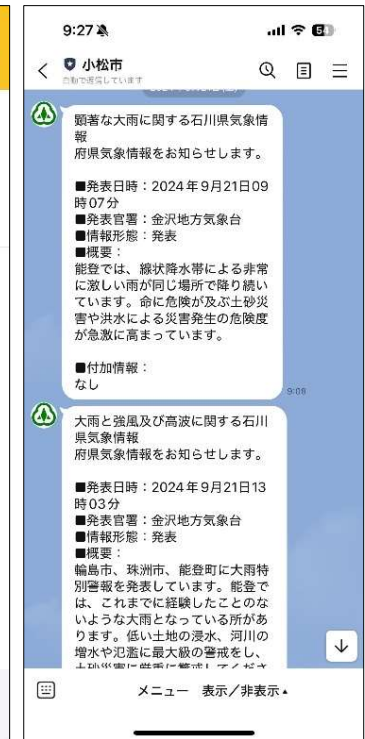
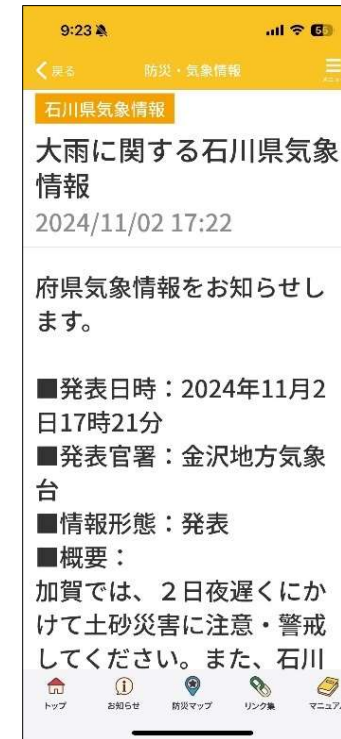


より詳細な水害リスクの確認が可能に！  
地区防災計画や避難確保計画の作成をサポート

- 任意地点の河川毎の想定浸水深
- R4.8大雨等の浸水実績
- 雨水出水想定区域 などが確認可能

## 府県気象情報等の配信

### ■ R6.6 府県気象情報・線状降水帯に関する情報の配信開始



防災アプリ, 市公式LINE, SNS, Yahoo! 防災速報など情報伝達手段を多重化、多様化して提供